

地域ごみ出し支援活動促進事業 Q&A (団体向け)

【仙台市家庭ごみ減量課 作成】

1 事業全体	
質問 1-1	奨励金の交付を受けるためにはどのような手続きが必要か？
質問 1-2	どのような世帯に対して、ごみ出し支援を行った場合に、奨励金は交付されるのか？
質問 1-3	どのような活動を行えば奨励金の交付の対象となるのか？
質問 1-4	この事業は団体として必ず取り組まなければいけないものなのか？
2 登録申請	
質問 2-1	支援を行う世帯が決まっていなくても、団体の登録申請を行うことはできるのか？
質問 2-2	団体の登録申請にはどのような書類が必要か？
質問 2-3	団体登録申請書の活動実施区域の欄は何を書けばよいのか？
質問 2-4	団体登録申請書の活動員数の欄は何を書けばよいのか？
質問 2-5	市税納付状況調査申請書又は市税の滞納がないことの証明書とあるが、自分たちの団体は税金を納める必要がないと思うが、提出するのか？
質問 2-6	登録した団体はHPに公表するのか？
質問 2-7	個人で隣近所のごみ出しを行っているが、奨励金をもらうことはできるのか？
質問 2-8	ごみ出し支援を含む活動に対して、他の団体から補助等を受けているが申請はできるのか？
質問 2-9	団体として高齢のご夫婦のごみ出しを手伝っているが、奨励金をもらうことはできるのか？
3 交付申請	
質問 3-1	支援を行う世帯が決まったので奨励金の交付申請を行いたい、どのような書類が必要か？
質問 3-2	団体の登録申請と奨励金の交付申請は同時に行うことはできるのか？
質問 3-3	ごみ出し支援活動を行う世帯は、何世帯から申請することはできるのか？
質問 3-4	支援を行う世帯が要件に該当しているかの確認はどのように行うのか？
質問 3-5	同意書に本人が記入することができない場合はどのようにすればよいのか？
質問 3-6	支援世帯を追加したいが、どのようにすればよいのか？
質問 3-7	地域で行っている集団資源回収の際に、ご高齢の方の分を代わりに持って行っているが、奨励金交付の対象となるか？
質問 3-8	この事業において、1つの支援世帯に対して複数の団体がごみ出し支援を実施しても交付の対象となるか？
4 ごみ出し支援活動	
質問 4-1	どのごみを持っていけばよいのか？
質問 4-2	どこからごみを持っていけばよいのか？

質問 4-3	ごみはどこに持っていけばよいのか？
質問 4-4	ごみ出しは週何回行えばよいのか？
質問 4-5	利用料金を設定し、支援世帯から徴収していてもよいのか？
質問 4-6	ごみ出し支援活動中に怪我をしてしまったが、補償などはあるのか？
質問 4-7	支援世帯から収集日の前日に収集し、翌日集積所に出した場合は奨励金の交付対象となるのか？
質問 4-8	プラスチック製容器包装のごみ袋に、プラ製品が入っているなど、分別がされていない場合、どのように取り扱えばよいのか？
質問 4-9	ごみ袋に明らかな粗大ごみが入っている場合、どのように取り扱えばよいのか？
5 実績報告	
質問 5-1	実績の報告は、いつ提出するのか？
質問 5-2	実績の報告はどのような書類が必要か？
質問 5-3	実績報告明細書は、活動を全く実施していない月の分も提出するのか？
質問 5-4	ごみ出し支援活動の実施回数どのように数えればよいのか？
質問 5-5	例えば、金曜日がプラスチック製容器包装と缶・びん・ペットボトル類の収集日である場合など、複数のごみの収集日が同じであり、それらを集積所まで持って行った場合は、何回とカウントするのか？
質問 5-6	例えば、家庭ごみの収集日に1世帯から、やむをえない事情により家庭ごみ袋が3袋排出された場合など、1度に数袋を集積所まで持って行った場合は、何回とカウントするのか？
質問 5-7	例えば、家庭ごみの収集日に、1世帯の家庭ごみを、団体として2人で集積所まで持って行った場合など、1世帯のごみ出しを複数人で行った場合、何回とカウントするのか？
質問 5-8	例えば、家庭ごみの収集日に、3世帯の家庭ごみを、団体として1人で集積所まで持って行った場合など、同日に1人で複数世帯のごみを集積所に持って行った場合は、何回とカウントするのか？
質問 5-9	支援を行った世帯の方から実績報告明細書の署名がもらえない場合は、どのようにすればよいのか？
6 奨励金の交付	
質問 6-1	奨励金交付の請求はどのような書類が必要か？
質問 6-2	奨励金の計算はどのようにするのか？
質問 6-3	奨励金の上限金額はいくらなのか？
質問 6-4	上限の48,000円を超えた場合、奨励金額はいくらもらえるのか？
質問 6-5	団体の代表者個人名義の口座を振り込み先として指定することは可能か？
質問 6-6	交付を受けた奨励金はどのように使えばよいのか？
7 その他	
質問 7-1	ごみ出しに困っている方から、相談があった場合は必ずごみ出し支援を実施しなければならないのか？
質問 7-2	その他、この事業に関することはどこに問い合わせればよいのか？

1 事業全体

質問 1-1 奨励金の交付を受けるためにはどのような手続きが必要か？

回答 1-1 ①まずは団体登録申請書を提出いただき、市が審査のうえごみ出し支援活動の実施団体として登録いたします。

②登録後に、支援を行う世帯について奨励金の交付申請書を提出いただき、市が支援を行う世帯が要件に該当しているかの確認を行い、交付の決定をいたします。

③交付の決定を受けた世帯に対して実施した、ごみ出し支援活動の実績を半期に一度報告いただき、市が報告の内容を確認し奨励金額を決定、交付いたします。

具体的な手続きなどは、「地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金 説明資料」の(P.3)をご確認ください。

質問 1-2 どのような世帯に対して、ごみ出し支援を行った場合に、奨励金は交付されるのか？

回答 1-2 仙台市内に所在する、ごみ出しが困難な世帯のうち、以下のいずれかの要件を満たす、ひとり暮らしの方、またはいずれかの要件を満たす方のみで構成される世帯に対してのごみ出し支援活動が対象となります。

- (1) 申請時に満75歳以上の方
- (2) 介護保険の要介護1から要介護5のいずれかの認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (4) 療育手帳の交付を受けている方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

質問 1-3 どのような活動を行えば奨励金交付の対象となるのか？

回答 1-3 回答 1-2 に記載した要件に該当する世帯の玄関口からごみを収集し、その世帯が出すことになっているごみ集積所に排出する活動を対象とします。

ただし、この事業は要件に該当していない方に対してのごみ出し支援活動を制限するものではありませんので、奨励金の交付対象となる活動以外にも、広く活動していただければと存じます。

質問 1-4 この事業は団体として必ず取り組まなければいけないものなのか？

回答 1-4 本事業は必ずしも全ての団体の皆様のご参加を求める事業ではありません。各団体の皆様には、ごみ出し支援活動の担い手を確保できるかなど、団体として本事業を活用することができるかをご検討いただいたうえで、ご参加いただければと存じます。また、ご参加いただける場合でも、ごみ出し支援活動を継続的に実施していくために、団体の活動状況に応じ、無理のない範囲で実施していただきますようお願い申し上げます。

2 登録申請

質問 2-1 支援を行う世帯が決まっていなくても、団体の登録申請を行うことはできるのか？

回答 2-1 支援を行う世帯が決まっていなくても、団体の登録申請を行うことは可能です。その後支援を行う世帯が決まった場合は、速やかに奨励金の交付申請を行ってください。

質問 2-2 団体の登録申請にはどのような書類が必要か？

回答 2-2 団体の登録申請は以下の書類を提出して行ってください。

- ごみ出し支援実施団体登録申請書（様式第 1 号）
- 市税納付状況調査申請書（様式第 2 号）
または、市税の滞納がないことの証明書
- 規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料（※）
（町内会規約、団体の活動を紹介するチラシなど）
※規則や会則等がない場合は、家庭ごみ減量課までご相談ください。

質問 2-3 団体登録申請書の活動実施区域の欄は何を書けばよいのか？

回答 2-3 団体として、ごみ出し支援活動を行うことができる区域を記載してください。必ずしも通常団体が活動を行う地域と同じである必要はございません。なお、活動実施区域内の方からお問い合わせがあった場合に、団体をご紹介する場合がありますので、出来るだけ活動実施区域は詳細に記載いただきますようお願いいたします。

質問 2-4 団体登録申請書の活動員数の欄は何を書けばよいのか？

回答 2-4 団体として、ごみ出し支援活動を行うことができる方の人数を記載してください。必ずしも団体の構成員数である必要はございません。

質問 2-5 団体登録申請書の添付書類として、市税納付状況調査申請書又は市税の滞納がないことの証明書とあるが、自分たちの団体は税金を納める必要がないと思うが、提出するのか？

回答 2-5 市税納付状況調査申請書又は市税の滞納がないことの証明書は全ての団体の皆様に提出いただく書類ですので、申請の際に、どちらかの書類を提出してください。

なお、団体としての納税状況を確認するもので、代表者様個人の納税状況をお調べするものではありません。

質問 2-6 登録した団体は HP に公表するのか？

回答 2-6 団体の活動実施区域にお住いの方が団体へ問い合わせを行うことが考えられるため、登録した団体は団体名称、活動実施区域を仙台市ホームページ

ジに掲載しております。

ただし、掲載を希望しない場合は、団体の登録申請時に、登録申請書の「団体の HP 掲載」の「しません」を○で囲んでください。なお、仙台市ホームページへの掲載の有無に関わらず、その地域にお住まいの方から、家庭ごみ減量課へ問合せがあった場合には、団体を紹介する場合があります。

質問 2-7 個人で隣近所のごみ出しを行っているが、奨励金をもらうことはできるのか？

回答 2-7 誠に申し訳ございませんが、個人で申請することはできません。

個人で行う支援は、支援を行う側の負担が大きくなることに加え、支援を行う側がなんらかの理由で支援を行うことができなくなった場合に、ごみ出しが困難な状態に戻ってしまいます。支援を行う側の負担を分担し、継続的な支援を行うためには団体として支援を実施することが望ましいと考えることから、本事業では団体に対して奨励金を交付することとしております。

質問 2-8 ごみ出しの生活支援について、仙台市の他の補助等を受けているが重複して奨励金をもらうことはできるのか？

回答 2-8 誠に申し訳ございませんが、奨励金をもらうことはできません。ご不明な場合は、家庭ごみ減量課にご確認ください。

質問 2-9 団体として高齢のご夫婦のごみ出しを手伝っているが、奨励金はもらうことはできるのか？

回答 2-9 ご夫婦のお二人とも、回答 1-2 に記載している要件を満たしている場合は奨励金の交付対象となります。

3 交付申請

質問 3-1 支援を行う世帯が決まったので、奨励金の交付申請を行いたいが、どのような書類が必要か？

回答 3-1 既に、団体登録が済んでいる場合には、以下の書類を提出して、奨励金の交付申請を行ってください。

- 奨励金交付申請書（様式第 7 号）
- ごみ出し支援対象世帯名簿（様式第 8 号）
- 支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写し（※ 1）
（介護保険被保険者証の写し、各種手帳の写し、生年月日が確認できる公的証明書の写し（※ 2）など）
- [必要に応じて] 支援世帯要件確認調査同意書（様式第 9 号）
（※ 1）支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写しを用意す

ることが難しい場合には、支援世帯の方の同意書を提出いただければ、家庭ごみ減量課で要件に該当しているかの確認を行います。この場合は、支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写しを提出いただく必要はありません。但し、家庭ごみ減量課で確認する場合、申請をいただいてから奨励金の交付決定まで2週間程度かかります。

(※2) 公的医療保険の被保険者証（健康保険者証）、運転免許証、運転経歴証明書など

質問 3-2 団体の登録申請と奨励金の交付申請は同時に行うことはできるのか？

回答 3-2 団体の登録申請を行う時点で支援世帯が決まっていれば、団体の登録申請と同時に奨励金の交付申請を行うことは可能です。

質問 3-3 ごみ出し支援活動を行う世帯は、何世帯から申請することはできるのか？

回答 3-3 ごみ出し支援活動を行う世帯は1世帯から申請することができます。

質問 3-4 支援を行う世帯が要件に該当しているかの確認はどのように行うのか？

回答 3-4 支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写し（介護保険被保険者証の写し、各種手帳の写し、生年月日が確認できる公的証明書の写しなど）を支援世帯からいただいて確認してください。

奨励金の交付申請時に、申請書の他に、それらの書類の写しも提出してください。

ただし、支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写しを用意することが難しい場合には、奨励金の交付申請時に、支援世帯の方の同意書を提出いただければ、家庭ごみ減量課で要件に該当しているかの確認を行います。この場合は、支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写しを提出いただく必要はありません。但し、家庭ごみ減量課で確認する場合、申請をいただいてから奨励金の交付決定まで2週間程度かかります。

質問 3-5 同意書に本人が記入することができない場合はどのようにすればよいのか？

回答 3-5 ご本人様に本同意書の趣旨をご説明し、了解をいただいたうえで、氏名等を代筆し、氏名の横にご本人様から押印をいただってください。

なお、ご本人様に記入いただく場合は、押印の必要はございません。

質問 3-6 支援世帯を追加したいが、どのようにすればよいのか？

回答 3-6 支援世帯を追加する場合は、以下の書類を提出してください。

申請後、追加する支援世帯が要件を満たしているかの確認を行い、承認を行います。承認を受けた方のみが奨励金交付の対象となるのでご注意ください。

- 事業変更承認申請（届出）書（様式第12号）
 - ごみ出し支援対象世帯名簿（様式第8号）
追加する支援世帯のみ記載してください。
 - 追加する支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写し（※1）
（介護保険被保険者証の写し、各種手帳の写し、生年月日が確認できる公的証明書の写し（※2）など）
 - [必要に応じて]支援世帯要件確認調査同意書（様式第9号）
- （※1）追加する支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写しを用意することが難しい場合には、支援世帯の方の同意書を提出いただければ、家庭ごみ減量課で要件に該当しているかの確認を行います。この場合は、支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写しを提出いただく必要はありません。但し、家庭ごみ減量課で確認する場合、申請をいただいてから奨励金の交付決定まで2週間程度かかります。
- （※2）公的医療保険の被保険者証（健康保険者証）、運転免許証、運転経歴証明書など

質問 3-7 地域で行っている集団資源回収の際に、ご高齢の方の分を代わりに持って行っているが、奨励金交付の対象となるか？

回答 3-7 集団資源回収の際に、ごみ出し支援を行っても奨励金の交付の対象とはなりません。また、資源回収庫に持って行った場合も同様に対象となりません。

質問 3-8 この事業において、1つの支援世帯に対して複数の団体がごみ出し支援を実施しても交付の対象となるか？

回答 3-8 1つの支援世帯に対して複数の団体がごみ出し支援を実施した場合でも、実施日が異なっている場合は奨励金の交付の対象となります。本事業では、1回の活動に対しては、1つの団体のみ交付の対象となりますので、事前に家庭ごみ減量課にご相談ください。

4 ごみ出し支援活動

質問 4-1 どのごみを持っていけばよいのか？

回答 4-1 奨励金の交付対象となるごみの種類は、「家庭ごみ」「プラスチック製容器包装」「缶・びん・ペットボトル類」「紙類」の4種類です。粗大ごみは対象ではありません。1種類のみ活動も奨励金の交付対象となります。支援を行うごみの種類は、支援を行う世帯とご相談の上、希望や状況等に応じ、決めていただきます。

質問 4-2 どこからごみを持っていけばいいのか？

回答 4-2 原則、支援を行う世帯の玄関先になりますが、支援を行う世帯の希望や状況に応じ、ご相談いただきながら決めていただきます。

質問 4-3 ごみはどこに持っていけばよいのか？

回答 4-3 支援を行う世帯が出すことになっているごみ集積所に、収集日当日の早朝から朝 8 時 30 分までに出してください。

質問 4-4 ごみ出しは週何回行えばよいのか？

回答 4-4 支援を行う頻度は支援を行う世帯とご相談の上、希望や状況等に応じ、決めていただきます。特に、週何回以上行わなければならないといった基準はありません。

質問 4-5 利用料金を設定し、支援世帯から徴収していてもよいのか？

回答 4-5 団体の規約などに利用料金について明記し、料金を徴収していても奨励金の交付対象となります。ただし、実費の徴収に限ります。

質問 4-6 ごみ出し支援活動中に怪我をしてしまったが、補償などはあるのか？

回答 4-6 「市民活動補償制度」の対象となる場合があるので、お住まいの区の区役所又は総合支所へお問い合わせください。

なお、仙台市に住民登録がない場合や団体から報酬（交通費などの実費支給は無報酬とみなします）を受け取っている場合等は対象外となります。

質問 4-7 支援世帯から収集日の前日に収集し、翌日集積所に出した場合は奨励金の交付対象となるのか？

回答 4-7 何らかの事情により、収集日の前日に収集し、一旦保管のうえ、収集日に集積所に出した場合も奨励金の交付対象となります。その際は、実績報告明細書には、「実際に集積所に出した日（=収集日）」に「○」をつけてください。

なお、集積所には収集日前日ではなく、収集日当日の早朝から朝 8 時 30 分までに出してください。

質問 4-8 プラスチック製容器包装のごみ袋に、プラ製品が入っているなど、分別がされていない場合、どのように取り扱えばよいのか？

回答 4-8 分別がされていない場合に、ごみ集積所に持って行った場合は通常の不適正排出があった場合の取扱いと同様に、一定期間残置し、収集いたします。実施団体の方が分別するところまで求めるものではありません。

質問 4-9 ごみ袋に明らかな粗大ごみが入っている場合、どのように取り扱えばよいのか？

回答 4-9 明らかな粗大ごみのごみ袋に入っている場合も、そのまま集積所を持って行っていただいて構いません。不適正排出のシールが貼られ、収集されない場合がありますが、一定期間経過後に環境事業所で収集いたします。

5 実績報告

質問 5-1 実績の報告は、いつ提出するのか？

回答 5-1 活動した月に応じ、以下の締切日までに提出してください。

ごみ出し支援活動を実施する月	実績報告書の提出締切日
4月～9月	同年10月20日
10月～翌年3月	同年3月31日

活動実績に応じて奨励金額を確定、交付するため、実績報告の提出がない場合は、奨励金を交付することができませんのでご注意ください。

質問 5-2 実績の報告はどのような書類が必要か？

回答 5-2 実績の報告は以下の書類を提出して行ってください。

- 実績報告書（様式第16号）
- 実績報告明細書（様式第17号）

実績報告明細書は、支援世帯ごとに、実施した月の分を提出してください。また、支援を行った世帯（同居人がいる世帯の場合は、どなたか1人）から必ず確認の署名をもらってください。

質問 5-3 実績報告明細書は、活動を全く実施していない月の分も提出するのか？

回答 5-3 実施していない月の分は提出いただく必要はありません。実施した月の分について、支援を行った世帯（同上）の方の署名をもらい提出してください。

質問 5-4 ごみ出し支援活動の実施回数どのように数えればよいのか？

回答 5-4 ごみ出し支援活動は、ごみの種類や数量に関わらず、団体として、1日に、1世帯のごみを集積所に持って行った場合に、「1回」とカウントします。

質問 5-5 例えば、金曜日がプラスチック製容器包装と缶・びん・ペットボトル類の収集日である場合など、複数のごみの収集日が同じであり、それらを集積所まで持って行った場合は、何回とカウントするのか？

回答 5-5 収集日が同じ日である場合に、1世帯から2種類以上のごみを集積所に

排出した場合は、「1回」とカウントします。なお、複数人で排出した場合も「1回」とカウントします。

質問 5-6 例えば、家庭ごみの収集日に 1 世帯から、やむをえない事情により家庭ごみ袋が 3 袋排出された場合など、1 度に数袋を集積所まで持って行った場合は、何回とカウントするのか？

回答 5-6 同日に 1 世帯から、ごみを集積所に排出した場合は、数量に関わらず、「1回」とカウントします。

質問 5-7 例えば、家庭ごみの収集日に、1 世帯の家庭ごみを、団体として 2 人で集積所まで持って行った場合など、1 世帯のごみ出しを複数人で行った場合、何回とカウントするのか？

回答 5-7 同日に 1 世帯から、ごみを集積所に排出した場合は、複数人で行った場合も「1回」とカウントします。

質問 5-8 例えば、家庭ごみの収集日に、3 世帯の家庭ごみを、団体として 1 人で集積所まで持って行った場合など、同日に 1 人で複数世帯のごみを集積所に持って行った場合は、何回とカウントするのか？

回答 5-8 同日に実施団体として 1 人で、複数世帯のごみを集積所に排出した場合は、世帯数に応じカウントします。例えば、同日に 1 人で 3 世帯のごみを集積所まで持って行った場合、「3回」とカウントします。

質問 5-9 支援を行った世帯の方から実績報告明細書の署名がもらえない場合は、どのようにすればよいのか？

回答 5-9 支援を行った世帯の方の署名が難しい場合は、代筆した旨を欄外に明記したうえで、団体の代表者が代筆してください。

6 奨励金の交付

質問 6-1 奨励金交付の請求はどのような書類が必要か？

回答 6-1 奨励金交付の請求は以下の書類を提出して行ってください。

○奨励金交付請求書（様式第 19 号）

請求書の記載に誤りがあると、交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

質問 6-2 奨励金の計算はどのようにするのか？

回答 6-2 団体として実施したごみ出し支援活動の総数に 140 円を乗じた金額を交付します。

例えば、団体として、A さん、B さん、C さんの 3 世帯のごみ出し支援活動を行っている場合に、A さんに 70 回、B さんに 75 回、C さんに 80 回

ごみ出し支援活動を行った場合、支援活動の総数は225回となり、225回×140円=31,500円交付することとなります。

質問 6-3 奨励金の上限金額はいくらなのか？

回答 6-3 通年で

4月～9月までの活動、10月～3月までの活動を対象に、それぞれ上限金額は70,000円となります。

質問 6-4 上限の70,000円を超えた場合、奨励金額はいくらもらえるのか？

回答 6-4 1団体あたりの上限金額は70,000円（半期）であるため、半期で70,000円を超える分の活動を行った場合は上限の70,000円を交付します。

質問 6-5 団体の代表者個人名義の口座を振り込み先として指定することは可能か？

回答 6-5 代表者個人名義の口座に振り込むことはできません。必ず団体名義の口座を指定してください。

質問 6-6 交付を受けた奨励金はどのように使えばよいのか？

回答 6-6 交付を受けた奨励金は適正に管理いただき、ごみ出し支援活動に係る経費など、地域で行う活動などに有効にご活用ください。

7 その他

質問 7-1 ごみ出しに困っている方から、相談があった場合は必ずごみ出し支援を実施しなければならないのか？

回答 7-1 ごみ出し支援活動は継続的に行っていただくことになるため、団体として実施できる範囲で活動を行ってください。

質問 7-2 その他、この事業に関することはどこに問い合わせればよいのか？

回答 7-2 お問い合わせ先は下記のとおりです。

◆お問い合わせ・作成◆

仙台市環境局家庭ごみ減量課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町3階

電話：022-214-8226（直通） FAX：022-214-8277